

三豊市農業委員会 10月定例総会議事録

令和5年10月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会10月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名(農業委員22名、農地利用最適化推進委員7名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 堀江 博 | ○ | 2番 | 岡根 譲 | ○ | 3番 | 石井 徳和 | ○ |
| 4番 | 笠原 孝弘 | ○ | 5番 | 奈尾 正敏 | ○ | 6番 | 近藤 和雄 | ○ |
| 7番 | 香川 政雄 | ○ | 8番 | 秋山 正伸 | ○ | 9番 | 大橋 正幸 | ー |
| 10番 | 糸川 正 | ○ | 11番 | 三宅 幸一 | ○ | 12番 | 前谷 晃年 | ー |
| 13番 | 丸岡 祐二 | ○ | 14番 | 安藤 弘 | ○ | 15番 | 長堀 和行 | ○ |
| 16番 | 藤川 剛 | ○ | 17番 | 菅 充司 | ○ | 18番 | 石原 剛 | ○ |
| 19番 | 組橋 進 | ○ | 20番 | 河田 進 | ○ | 21番 | 岡崎 和朗 | ○ |
| 22番 | 宮崎 和代 | ○ | 23番 | 吉田 由紀 | ○ | 24番 | 山岡 正士 | ○ |

【農地利用最適化推進委員】

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 15番 | 藤田 理 | ○ | 19番 | 前川 雅道 | ○ | 29番 | 岩倉 卓三 | ○ |
| 38番 | 細川 覚 | ○ | 41番 | 矢野 直樹 | ○ | 55番 | 吉久 彰人 | ○ |
| 58番 | 眞鍋 正広 | ○ | 64番 | 尾崎 博 | ○ | | | |

2. 署名委員

14番 安藤 弘
22番 宮崎 和代

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9号 土地改良事業における非農用地区域の協議について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会10月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。暑い日々が続いておりましたが、本日の雨を境にようやく気温が下がるようでございます。朝晩の寒暖差が大きくなりますので、体調にはじゅうぶんお気をつけいただきたいと思います。どの地区もおおむね稲刈りが終わっているのではないかと思います。三豊市では今年、献穀田の行事があたっておりまして、大橋委員さんには大役を務めていただきました。また、我々の任期も丁度半ばとなっており、来年度委員の改選が行われます。農業委員、推進委員の皆様には各地区で協力しながら対応をお願いするとともに、1期務めていただいた方には、来期もぜひお願いできたらと思います。本日の案件は多くありませんが、皆さんにご協力いただき、スムーズに議事進行が行えますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号9番 大橋正幸 委員、12番 前谷 晃年 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は22名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会10月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号14番 安藤 弘 委員、議席番号22番 宮崎 和代 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号9号を朗読 〕

以上9件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号9号の9件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号5号を朗読 〕

以上5件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の5件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号22号を朗読 〕

以上22件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、近所に住んでいます。譲渡人は高齢で農地の管理に苦勞していたため、近所に売却したいと相談していたところ、譲受人と話がまとまったものです。譲受人は水稲と野菜を栽培しております。申請地はすでに譲受人が耕運しており、今後は野菜を栽培する予定です。周辺農地への影響も問題ありません。ご審議よろしくようお願いいたします。

8番 番号2号について説明します。譲渡人は県外在住でしたが、すでにお亡くなりになっており、相続人もいないため、申請地が自宅に隣接している譲受人に弁護士から話があり、今回の申請となりました。譲受人は高齢のため、実際には県外在住の譲受人の親族が帰省し、農地の管理を行うとのことで、申請地は家庭菜園にする予定です。周辺農地への影響も問題ない

と思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 1 番

番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は親族で、譲渡人の体調不良により譲受人に一括贈与を行うものです。譲受人は会社員ですが、兼業で農作業に従事することです。現地を確認したところ、水稻が作付けされており、農地管理は適切に行われています。

番号4号について説明します。譲渡人は、申請地が居住地から遠いことから、農地を買っていただける方を探していたところ、農業生産法人で経営規模拡大を目指す譲受人との間で話がまとまりました。現地を確認したところ、水稻などが作付けされております。申請地では、主にブロッコリーなどを栽培する予定です。

周辺農地や水利等も問題ないと思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。

2 番

番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は今まで申請地を他の方に貸していましたが、譲受人から譲り受けたいと話があったため、今回の申請となりました。申請地では水稻が作付けされております。水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 3 番

番号6号について説明します。譲受人は現在ブロッコリーを中心に露地野菜を栽培しており、今回育苗用のハウスを建てるための土地を探していたところ、農地の管理が難しくなってきた譲渡人と話がまとまり、売買が成立しました。今後許可が出れば、申請地の整地を行うとのこと。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 4 番

番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。この度譲受人が新規就農をするため、農地を譲ってほしいと譲渡人に話をしたところ、今回の申請となりました。今後、申請地でハウストマトを栽培することです。現地を確認したところ、草刈りが行われ綺麗に管理されています。

番号8号から番号12号については、内容がほぼ同じですので一括して説明いたします。申請地では、譲受人が今まで借り受けてタマネギを栽培しており、今回譲ってほしいと話をしたところ、それぞれの譲渡人と話がまとまったものです。申請地では、引き続きタマネギを栽培する予定です。

以上、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 5 番

番号13号について説明します。譲渡人は現在市外在住であり、高齢となり農地の維持管理が難しくなったため、不動産業者に売買の仲介を依頼していました。譲受人も市外在住で、自営業と農業を兼業しております。申請事由に新規就農とありますが、親戚の農地で10年間の農作業経験があります。今後は自宅から申請地に通い、野菜を作付けする予定です。

番号14号について説明します。譲渡人は自宅周辺に農地をいくつか所有しておりますが、高齢となり自宅から遠い農地の維持管理に支障が出ていたため、作付けしてくれる方を探していたところ、同じ自治会内の譲受人と話がまとまりました。譲受人は以前農業を営んでおりましたので、約

1年間申請地を借り受けて実際に作付けを行い、譲受人との売買が成立したものです。現地を確認しましたところ適切に管理されており、今後は野菜を主に作付けを行う予定です。

周辺農地等に影響はなく、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

1 8 番

番号15号について説明します。譲渡人は高齢となり、後継者もないことから耕作してくれる方を探していたところ、近所に住む譲受人と話がまとまりました。農地の管理等も問題ないかと思ひます。ご審議よろしく願いいたします。

1 7 番

番号16号について説明します。譲受人は不動産屋の紹介で譲受人宅を購入した際、田畑も一緒に購入することになったものです。現在譲受人は、月に2回ほど申請地の草刈りを行っており、ヒマワリ、クリ、ミカン、スダチなどを植えています。

続いて番号17号について説明します。譲受人と譲渡人は親戚です。譲受人の営農状況は、現在家庭菜園のみです。今後は申請地の草刈りを行う予定です。

以上、周辺農地への影響もなく、問題ないと思ひます。ご審議よろしく願いいたします。

1 9 番

番号18号について説明します。こちらは、譲受人が新規就農をしてミカン、ビワなどを栽培するために、不動産屋を介して売買が成立したものです。

番号19号について説明します。こちらも不動産屋の紹介で売買が成立したものです。譲受人は果樹農家で、最近アボカドの栽培を始めたそうです。申請地は現在ミカンとレモンが少々作付けされております。

以上、周辺農地への影響もなく問題ないと思ひます。よろしく願いいたします。

2 0 番

番号20号について説明します。申請地は現在草が生えていますが、今後ミカン等のかんきつを栽培する予定です。周辺農地への影響もなく問題ないと思ひます。ご審議よろしく願いいたします。

2 1 番

番号21号、番号22号についてについて説明します。番号21号と番号22号の譲渡人は県外在住であり、農地の管理が難しくなったため、昨年主な農地を譲渡しております。申請地は10年以上譲受人に貸し付けており、問題ないと思ひます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同

[なしの声あり]

議 長

ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号22号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号22号の22件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号4号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号4号を朗読]

なお農地区分につきましては、番号3号は駅から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他は全て第2種農地です。

以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号4号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号4号の4件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号4号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号4号は駅から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他は全て第2種農地です。

以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

5 番 番号1号について説明します。貸人と借人との関係は親戚です。現地を確認したところ適切に管理されており、水利や周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしくお願いいいたします。

2 番 番号2号について説明します。譲受人は建設業を営んでおりまして、位置図公図のとおり、併せ利用地に会社の倉庫があり、国道を挟んで向かい側にある申請地を車庫等として使用するための申請です。周辺農地等の影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいいたします。

14 番 番号3号について説明します。譲渡人2名は親戚ですが、遠方に住んでいるため農業ができないということで、譲受人に売買の話を持ちかけたようです。譲受人は申請地に分譲住宅を建設する予定です。水利組合等の了解も得ており、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいいたします。

17 番 番号4号について説明します。譲受人は不動産業を営んでおり、看板を立てるための申請です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することといたします。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号2号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

9 番 番号1号について説明いたします。申請地の周辺には大規模農道が通っており、農道の両側に申請地があります。現地を確認しましたがいずれも山林原野化しており、農地としての復元は非常に難しい状況です。非農地通知が妥当と思われるます。ご審議よろしくお願ひします。

17 番 番号2号について説明いたします。現地を確認したところ、山林と畑の区別がつかない状態であり、農地として復旧することは困難と思われるますので、非農地通知が妥当と思われるます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。こ

の農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。19ページから38ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数36件、面積7.9ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては39ページから45ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は12件であり、面積は2.4ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計48件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は48件すべて適当と認め決定といたします。次に進ませていただきます。46ページをお開きください。議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の説明をさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、同意することよろしいでしょうか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、異議なしと決定いたします。本日予定してました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

その他の件

1. 農用地利用集積等促進計画（案）について（意見聴取）

2. 農地法第3条の規定による許可の取消願について

申請人 (譲渡人) A
 (譲受人) B
 申請地 三豊市高瀬町 田
 三豊市高瀬町 田
 許可を受けた権利の種類 所有権の移転
 取消理由 契約の解除

議 長 _____

署名委員 _____

3. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)

署名委員 _____

4. 詫間町レクリエーション農園の閉園について（報告）

5. 遊休農地一筆解消運動について

6. 次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集方法について

7. その他

(1) 11月定例総会について

日 時 令和5年11月20日（月）午後1時30分
 場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

| 相 談 日 | 開 催 場 所 | 相 談 委 員 | |
|----------|------------------------|----------|----------|
| 11月7日(火) | 危機管理センター1階 打合せコーナー1 | 高瀬町：香川政雄 | 高瀬町：秋山正伸 |
| | | 山本町：大橋正幸 | 財田町：堀江 博 |

(3) 今後の予定

| 月 日 | 会 議 名 等 | 開 催 場 所 |
|-----------------------|--------------------------------|----------------------------|
| 11月27日（月） 午後1時30分～ | 令和5年度市町農業委員・農地利用 最適化推進委員研修会 | 丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール |

(4) 配布物

- ・普及センターだより
- ・2023年度農業委員会業務必携
- ・令和五年 新嘗祭献穀田

閉 会 【 午後 3時20分 】